

お知らせ版

ふれあい広場などの ラインを引きなおし

役場総務企画課庶務財政班 ☎ 42-2111 内線 167

村では、公共駐車場のラインを引き直します。利用者の方々にはご不便をおかけしますが、作業中は駐車場の利用ができませんのでご了承願います。

■期間

5月24日(月)から28日(金)までの間に作業を行います。※天候などにより変更する場合があります。

■場所

役場駐車場・村体育センター・ふれあい広場・上町駐車場

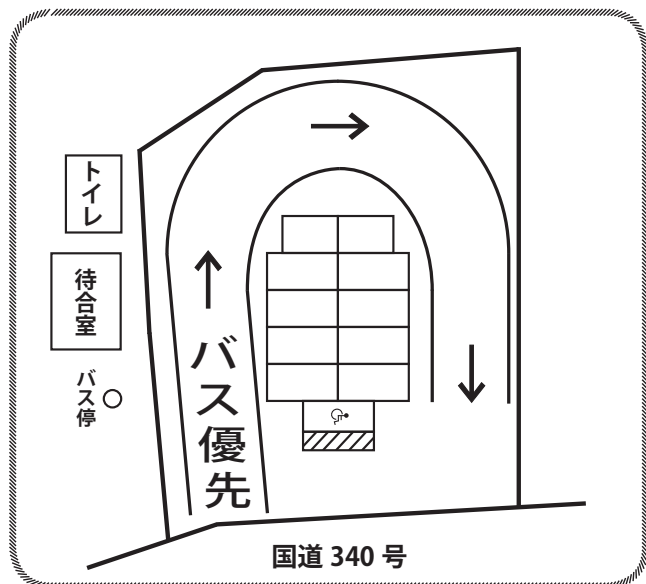
■その他

ふれあい広場には、「バス優先ゾーン」が新設されます。公共駐車場では、自家用車の利用はご遠慮ください。

■問い合わせ

役場総務企画課庶務財政班 (☎ 42-2111 内線 167)

■ふれあい広場「バス優先ゾーン」新設後



特設人権相談所を開設 お気軽に相談ください

盛岡地方法務局二戸支局 ☎ 25-4811

いじめ、家庭内の問題、近隣とのトラブルなど人権に関するお悩みに、人権擁護委員が無料でご相談をお受けいたします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談にお越しください。

■日時 平成22年6月1日(火)午前10時～午後3時

■場所 九戸村山村開発センター

■問い合わせ

盛岡地方法務局二戸支局 (☎ 25-4811)

役場住民生活課国保住民班 (☎ 42-2111 内線 211)

聴覚障がい者のための 個別パソコンサポート

県立視聴覚障がい者情報センター ☎ 019-606-1743

県立視聴覚障がい者情報センターでは、聴覚に障がいをお持ちの方で、個別にパソコン操作をサポートしてほしい方を対象にパソコンサポートを開催します。

■日時

平成22年7月～12月(8月は除く)の第1日曜日、第1・2・3月曜日

■場所 アイーナ4階 視聴覚障がい者情報センター

■定員 1日4名(事前予約必要)

■サポート時間

初心者…1日1時間30分以内(5回まで)

初心者以外…1日1時間30分以内(3回まで)

■料金 無料

■申し込み・問い合わせ

県立視聴覚障がい者情報センター

(☎ 019-606-1743 FAX019-606-1744)

地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎ 0570-033840

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送が見られない世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行っています。平成22年度分の支援の申込受付は、平成22年7月2日(金)(消印有効)までですので、対象となる世帯は早めに申し込みください。

■給付の対象

以下のいずれかに該当し、NHK放送受信料が全額免除となっている世帯。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- ③社会福祉事業施設に入所し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

■支援の内容

簡易なチューナーを無償で給付します(テレビは給付しません)。チューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。アンテナ工事などが必要な場合は、その支援を行います。

※支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの費用の清算はできません。

■申込手続きについて

放送受信料が全額免除で、平成21年度に支援の申し込みをしていない世帯には、NHKから受信料全額免除証明書とともに申込書が送付されますので、希望する場合は申込書を作成し、同封の封筒に全額免除証明書と申込書を入れて送付します。申込書到着後、支援実施センターから電話などでテレビの視聴環境を確認し、その後工事日程などの相談をさせていただきます。

支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。役場住民生活課(☎42-2111 内線202)で早めに免除手続きをお願いします。

！悪質商法にご注意ください！

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正な請求をしたり、電話などにより金銭の振り込みを要求する「振り込め詐欺」が発生しています。チューナーなどを設置したことにより、費用を請求することはありません。

■問い合わせ

総務省地デジチューナー支援実施センター
(☎0570-033840 または☎044-969-5425)

ひとにやさしい駐車場利用証制度が始まりました

県北広域振興局二戸保健福祉環境センター ☎ 23-9202

公共施設や商業施設など、不特定の方が出入りする「公共的施設」には、法令などにに基づき、通常より幅の広い「車いす使用者用駐車施設(駐車区画)」が設置されています。ところが、この駐車区画は、利用対象の方を判別する方法がありませんでした。

このため岩手県では、車いす使用者用駐車施設(駐車区画)の利用対象者を明らかにし、かつ対象の方に「利用証」を交付し、利用対象者であることが誰にでもわかるようにする「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を始めました。

■対象者

障がい者、要介護者、妊産婦、難病患者で、歩行困難などがあり、車いす用の駐車場を必要とする方。

※一部対象外となることがあります。

■利用証の優先利用ができる場所

右記のステッカーなどが表示されている駐車場(指定駐車施設)

■商業施設など、不特定の方が出入りする「公共的施設」を運営する企業・団体などの皆さまへ

お手持ちの車いす使用者用駐車施設(駐車区画)について、県と協定を締結いただき、「利用証」をお持ちの方の優先利用を定める「指定駐車施設」の制度を実施しています。多くの企業・団体などの皆さまのご協力をお願いします。

■申し込み・問い合わせ

県北広域振興局二戸保健福祉環境センター
(☎23-9202 FAX23-6432)



愛犬のしつけ教室を開催

■日時

6月6日(日) 午前10時30分~午後12時

■場所

馬淵川公園駐車場

■参加費

1,000円

■問い合わせ

わんこの会事務局 (☎23-8257)